

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第42回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成25年9月25日（水）午後1時30分から午後2時8分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（委員）飯野紀夫，伊丹俊彦，井部俊子，上原敏夫，小池裕

（庶務）継田東京高裁総務課長，小池東京高裁総務課課長補佐

立花東京高裁総務課専門官

（説明者）渡部東京高裁事務局長

4 議題

（1）新地域委員の紹介

（2）委員長の選出等

（3）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（4）協議

平成26年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

（5）今後の予定等

5 議事

（1）新地域委員の紹介

協議に先立ち，退任した岡田委員の後任として，小池委員が紹介された。

## (2) 地域委員長の選出等

先日開催された第2分科会において、小池委員を東京地域委員会の委員長に推すことで分科会としての意見が一致したとの報告があったことを受けて、当分科会においても委員長の選出について話し合いを行ったが、当分科会でも、小池委員を委員長に選出することで意見が一致し、小池委員を委員長に選出することとした。

また、同委員が当分科会の分科会長に選出された。

## (3) 報告

### ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

### イ 前回以降開催された指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、7月8日に開催された指名諮問委員会においては、平成25年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者については、判事任命願又は再任願を提出した96人のうち、その後、出向した2人を除く、94人について審議が行われ、93人については指名適当、1人については指名不適当と答申され、平成25年10月期の弁護士任官候補者については、任官希望を提出した6人について審議が行われ、3人については指名適当、3人については指名不適当と答申されたことが報告された。

続いて、9月6日に開催された指名諮問委員会では、平成26年上半期の再任（判事任命）候補者及び平成26年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議がされたことの報告があった。

## (4) 協議

平成26年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、これ

までと同様、別紙の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。また、重点審議者に関する情報収集についても、これまでと同様、同書式により、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

なお、再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限については、10月25日（金）までとすることとされた。

（5） 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任（判事任命）候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、11月11日（月）午後1時30分から第2中会議室で開催することとされた。

以 上

別紙

平成25年9月〇〇日

東京高等検察庁検事長 殿  
〇〇地方検察庁検事正 殿  
〇〇弁護士会会長 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 ○ ○ ○ ○

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成26年2月から平成26年9月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

## 1 情報の受付期間

平成25年10月25日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

## 2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第42回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成25年9月18日（水）午後1時33分から午後2時3分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）大野宗，清水規廣，樋口美雄，山名学

（庶務）継田東京高裁総務課長，小池東京高裁総務課課長補佐

立花東京高裁総務課専門官

（説明者）渡部東京高裁事務局長

4 議題

（1）委員長の選出

（2）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（3）協議

平成26年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

（4）今後の予定等

5 議事

（1）委員長の選出等

第1分科会の岡田委員の退任により空席になっている東京地域委員会の委

員長について、後任の小池委員を委員長に推すことで当分科会としての意見が一致し、この旨を後日開催される第1分科会に報告することとされた。

## (2) 報告

### ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったもので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

### イ 前回以降開催された指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、7月8日に開催された指名諮問委員会においては、平成25年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者については、判事任命願又は再任願を提出した96人のうち、その後、出向した2人を除く、94人について審議が行われ、93人については指名適当、1人については指名不適当と答申され、平成25年10月期の弁護士任官候補者については、任官希望を提出した6人について審議が行われ、3人については指名適当、3人については指名不適当と答申されたことが報告された。

続いて、9月6日に開催された指名諮問委員会では、平成26年上半期の再任（判事任命）候補者及び平成26年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議がされたことの報告があった。

## (3) 協議

平成26年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。また、重点審議者に関する情報収集についても、これまでと同様、同書式により、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

なお、再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限については、10

月25日（金）までとすることとされた。

(4) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任（判事任命）候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、11月8日（金）午後1時30分から第2中会議室で開催することとされた。

以 上

別紙

平成25年9月〇〇日

東京高等検察庁検事長 殿  
〇〇地方検察庁検事正 殿  
〇〇弁護士会会長 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 ○ ○ ○ ○

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成26年2月から平成26年9月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

## 1 情報の受付期間

平成25年10月25日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

## 2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4  
東京高等裁判所事務局総務課長